

第12回官業民営化等WG追加資料要求項目に対する回答

(質問1)公園敷地として自治体に無償貸付している国有地内に、当該公園の清掃業務を当該自治体から受託した法人が事業所又は事務所を設けて使用することは国有財産法上認められるか。

(回答)

国の財産を貸し付け等する場合には、国の財政の基本である財政法第9条第1項において「国の財産は、法律に基く場合を除く外...適正な対価なくしてこれを...貸し付けてはならない。」と規定されており、国有財産法第22条では、財政法に規定される「法律に基く場合」として、国有地を自治体が公園の用に供する場合には無償で貸し付けすることができると定められている。

このように、国有地を無償で貸し付けする相手方や貸付用途等は国有財産法等の法令で限定されており、また、国有地を公園として利用する場合には、公園の設置及び管理に関する基準等を定めた都市公園法で公園の設置主体である自治体において公園施設である管理事務所等を設けることができる旨定められている。

なお、公園管理事務所等の公園施設については、自治体が自ら設置し、または管理することが不適当、または困難であると認められる場合に限り、公園管理者以外の者に公園施設を設け、または管理させることができることとなっている。

以上のようなことから、都市公園法に定められた公園で、公園管理者たる自治体が自ら公園管理施設を設置することは原則であるが、例外的に、当該自治体から清掃業務を受託した法人が、清掃業務を行うための公園管理施設である事務所を設置することは都市公園法上認められている。

(質問2)これまでに不適切・不適法な利用が発覚しているにも拘らず発覚時点においてその年次中に是正措置が採られなかった、または現時点で採られていない案件について、件数、事案の概要をすべて教示されたい。

(回答)平成15年度末において是正措置がとられていない案件は以下のとおりである。

区 分	管 理 数	備 考
漁 港	208件	漁港は農林水産省が、港湾ほかは国土交通省が所管して維持管理を行っており、これらの財産は官民の境界が不明確で、また、大多数の財産が占使用等されている。 このため、是正措置を採るためには、まず、国有地と民公有地との境界を確定し、測量を行うなど財産を特定することが必要であり、また、例えば無断占使用状態にあるものは、占使用者を特定し、占使用者が自ら建設した建物や工作物等を相手方に解体撤去させることが必要となる。 これらのことから、農林水産省等では是正処理に時間を要しているが、財務省においても、毎年度、当該年度内に実施した処置状況等の報告を求めるとともに、再度監査を実施する等処理の促進化を図っている。
港 湾	75件	
海岸等	177件	
合計	460件	

(質問3)「国有財産管理センター」の業務内容(国有財産管理業務との関係を含む。)
国からの同センターに対する支出金額

(回答)
別紙1のとおり

(質問4)監査官の全数及びそのうち法学、会計監査等の高等教育(大学以上)を受けた監査官の人数

(回答)

種採用者	種及び 種採用者	計
112人	26人	138人
うち短大及び大卒 46人		

(質問5)監査報告書の様式

(回答)
別紙2のとおり

別紙 1

1 . 名 称 財団法人国有財産管理調査センター

2 . 設立年月日 平成 3 年 6 月 6 日

3 . 所 在 地

本 部 東京都千代田区神田錦町 2 丁目 1 1
大 阪 事 務 所 大阪府中央区久太郎町 1 丁目 9 - 2 6
名古屋事務所 名古屋市中区錦 1 - 6 - 5

4 . 事 業

(1) 国から管理委託を受けた国有財産の管理

(平成 1 5 年度末の国有地の管理箇所 1 , 5 1 2 箇所)

(2) 国有地等の有効利活用に関する調査・研究

(平成 1 5 年度の調査・研究 2 3 百万円)

(3) 国有地の売却事務(入札案内書の作成等)に係る補助業務等の受託

(平成 1 5 年度の業務受託実績 3 . 9 5 2 百万円)

(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

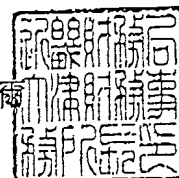
大財管第362号
平成16年3月26日

分任契約担当官

大津財務事務所長 殿

近畿財務局大津財務事務所長

松 田 真 希



用途指定財産の監査結果について

用途指定財産に係る契約相手方の用途指定義務の履行状況を把握し、用途指定違反の未然防止及び用途指定義務の履行の確保を図るため、貴職の契約に係る用途指定財産について実地監査を行った結果、下記のとおり留意を要する事項が認められましたので、速やかに適正な措置を講じられるよう通知します。

なお、留意を要する事項については、貴職から契約相手方に対してその旨通知するとともに、処理状況について、平成16年3月31日までに報告願います。

記

1 監査対象財産

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 所在地 | 大津市御陵町72-1, 73-1 |
| (2) 区分・数量 | 土地 149,476.85 m ² |
| (3) 処理区分 | 無償貸付 |
| (4) 契約相手方 | 大津市 |
| (5) 指定用途 | 皇子山総合運動公園 |

2 留意を要する事項

皇子山総合運動公園として無償貸付している上記財産上に建設されている公園管理事務所の一部については、(社)シルバー人材センターの事務所に供されており、都市公園法の規定に基づく公園施設として使用されていないので、当該部分については是正措置の確実な履行の確保に向け、取り組むなど適正な措置を講じる必要がある。

大 財 統 第 620 号
平成 16 年 3 月 31 日

大 津 市 長 殿

近畿財務局大津財務事務所長

松 田 真



無償貸付契約財産の用途指定監査結果について

平成 15 年 3 月 31 日付 OW 第 36 号で貴市に対し無償貸付している下記財産に対し実施された用途指定監査の結果、下記事項について速やかに適正な措置を講じよう通知を受けたため、平成 16 年 2 月 20 日付大都公第 29 号で貴市より回答のあった改善措置を講じ、その結果を速やかに報告願います。

記

1. 物件所在地 大津市御陵町 72-1, 73-1

2. 区分・種目 土 地 : 149,476.85㎡
立木竹 : 181本
立木竹 : 0.50㎡

3. 指 定 用 途 皇子山総合運動公園

4. 措置を求められた事項

皇子山総合運動公園として無償貸付している上記財産上に建設されている公園管理事務所の一部については、(社)シルバー人材センターの事務所に供されており、都市公園法の規定に基づく公園施設として使用されていないので、適正な措置を講じる必要がある。

（農林水産省 所管）
長 崎 県 知 事 殿

福岡財務支局長 村 上 和 也



漁港区域内に所在する公共用財産の監査結果について

国有財産の管理及び処分の適正を期するとともに、有効利用の一層の推進に資するため、貴県において管理している行政財産等について、国有財産法施行令第6条9項の規定に基づき漁港区域内に所在する公共用財産について実地監査を行った結果、下記のとおり是正を要する事項が認められたので通知します。

なお本件について、監査対象財産を所管する農林水産省（水産庁）との所要の調整等について、宜しくお取り計らい願います。

また、平成6年1月18日福岡財総括第1041号外により是正指摘を行った財産については、当該指摘は取り消すこととしたので、併せて通知します。

記

略

1 漁港の名称 式 見 漁 港（第2種）

2 所 在 地 長崎市式見町461番8

3 財産の状況

(1) 無断占使用 4件 59㎡
（新三重漁業協同組合ほか 占使用の目的：漁具倉庫）

(2) 未使用 1件 777㎡

4 是正を要する事項

(1) 上記3の(1)の財産については、

① 無断占使用状態の解消（適正な手続等）を図る必要がある。

② 公共機能を喪失していると認められるので、無断占使用状態を解消後は、
所要の手続き（用途廃止・引継ぎ）を執る必要がある。

(2) 上記3の(2)の財産については、公共機能を喪失し公共存置の必要がないと認められるので、用途廃止のうえ、引継ぎする必要がある。